

家畜排せつ物管理の

適正化等は

家畜排せつ物管理の適正化等に関する法が、平成十六年十一月から施行されるが、畜産農家への対応はどの程度実施されているか。

七九六戸あり、うち法の対象は、一二〇戸、昨年及び本年度で五十四戸、来年度予定二十五戸である。豚農家は、二十八戸で法の対象は二十戸、うち七戸が実施している。

実施率六十五%

町長

肉用牛、乳用牛農家は



中倉毅議員

第三セクターでの検討は

中倉議員

牛、豚生産の多い地区において、地域営農確立の観点から、堆肥センターとして、第三セクター(町・J・A・農家)方式を検討する考えはないか。



堆肥舎

J・A堆肥センターで対応

町長

現在、牛・豚農家等の堆肥舎について、公共事業や町単独事業で施設整備を進めている。

第三セクター方式についても、J・A堆肥センターで堆肥を販売しており、今の所考えていない。

町単独で継続を

中倉議員

町単独の大崎町畜産環境整備事業は、平成十六年度までとなっているが、それ以後はどうするのか。

それ以後は考えていない

町長

平成十三年度から進めており、対象農家には施設整備を座談会などで啓蒙し、推進してきたので、平成十六年度で終了する予定であり、それ以後の対策は考えていない。

町内水田の実態と営農条件の整備は、

中倉議員

町内水田地帯の土層改良について、町内の湿田及び半湿田の実態はどうか。又、平成十六年度より新たな水田農業政策が打ち出されているが、今後は、乾田化を推進し、農道を整備し、区画を広げて大型機械を使える営農条件を整備することが不可欠と思うが、町長の見解はどうか。

「ほ場整備」の導入は必要である。

町長

持留川水系の大部分は湿田であり、田原川水系の上流山手側の一部及び野方地域の山間部の一部は半湿田である。

営農条件の整備を図るため、「ほ場整備」の導入は必要である。

土層改良の助成は

中倉議員

町道文化通・梶谷線の水田地帯では、今、シラスを導入して湿田を乾田化する土層改良が個人的に行われている。助成対策も含めてこれら土層改良に取り組み考えはないか。

土層改良の町単独補助は無理

町長

持留川水系の乾田化の土層改良には、町勢振興の面から関心を持っており、大隅耕地事務所とも情報や研修会を実施しているが、抜本的対策が見つかっていない。補助事業の採択要件もあるが、単品事業として三十五%から五十五%の負担になる。

現在のところ、町単独事業による補助事業は考えていないので、ほ場整備事業等の取り組みを期待している。